

消費者委員会 公益通報者保護専門調査会の進め方について

平成 22 年 5 月
消費者委員会

1 趣旨

本専門調査会は、公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する事項について、消費者委員会の求めに応じて、調査審議する。

公益通報者保護法附則第 2 条においては、同法の施行（平成 18 年 4 月）後 5 年を目途として、同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

また、公益通報者保護法の国会審議において、見直しの検討に当たっては一定の事項を含めるべき旨の附帯決議がなされている。（別紙）

これらを踏まえて、本専門調査会としては、当面、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。

2 主な審議事項

（1）公益通報者保護制度の現状と課題について

- 公益通報者保護制度の現状についての情報の共有及び課題の整理

（2）公益通報者保護制度の在り方・見直しの視点について

- 本制度が何を目的とし、どのような場面での機能が期待されるのかなど
- 事業者や行政機関における公益通報者保護制度の導入を促すための施策
- 事業者や行政機関における公益通報者保護制度の改善の方策
- 通報を受けた事業者や行政機関がとるべき対応

（3）公益通報者保護法の具体的課題について

- 通報者の範囲について
- 通報対象事実の範囲について
- 外部通報の要件について
- 外部通報先の範囲について

（4）その他

3 スケジュール

平成 22 年度中を目途に一定の検討結果を得ることを念頭に、当面以下のスケジュールにて調査審議を進める。

（1）第 1 回及び第 2 回

- 公益通報者保護制度の現状等
- 各審議事項に関するこれまでの議論

（2）第 3 回～

- 各審議事項についての検討等

公益通報者保護法

(平成十六年六月十八日法律第二百二十二号)

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○公益通報者保護法に対する附帯決議（衆議院）

九 附則第二条の規定に基づく本法の見直しは、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

○公益通報者保護法に対する附帯決議（参議院）

六 附則第二条の規定に基づく本法の見直しは、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。